

が困難な場合は、納税課(市役所2階25番窓口)へご相談ください。納付は口座振替のほか、コンビニエンスストアやペイジー対応のATMでも可能です。

☎同課☎内線2417(口座振替)・☎内線2432(納税相談)

### ふるさと納税の所得税・個人住民税控除について

三鷹市は、5月14日付で総務大臣からふるさと納税の対象となる地方団体として指定されました(指定期間=6月1日~令和2年9月30日)。これにより、三鷹市へのふるさと納税は、引き続き所得税と個人住民税の控除対象となります。今後も応援をお待ちしております。

☎企画経営課☎内線2113

## 国保・年金

**国民健康保険の高額療養費の支給**  
1カ月の医療費の自己負担額の合計が自己負担限度額を超えた場合は、超えた金額を申請により支給します。

### ◆高額療養費の計算の仕組み

①70歳未満の方は、同じ方が、同じ月に、同じ医療機関に21,000円以上支払った自己負担額を世帯単位で合計し、限度額を超えた分を払い戻します。②70歳以上の方は、すべての自己負担額から限度額を超えた分を払い戻します。

### ◆自己負担限度額

区分は世帯の所得によります。  
①70歳未満の方=A:252,600円、イ:167,400円、ウ:80,100円、エ:57,600円、オ:35,400円、②70歳以上の方=一般:18,000円、現役並みⅢ:252,600円、現役並みⅡ:167,400円、現役並みⅠ:80,100円、住民税非課税:8,000円  
※高額療養費が多数回該当した場合や入院した場合などは、限度額が変わることがあります。

☎要件に該当する場合、医療を受けてからおおよそ3カ月後に世帯主宛てに送付する申請書に記入・押印し、直接または郵送で「〒181-8555保険課」(市役所1階9番窓口)、または市政窓口へ

※手続きの際は、マイナンバーの記載・提示が必要です。

☎同課☎内線2387

### 会社を退職したときには国民年金の手続きを

国内に居住する20歳以上60歳未満の方が会社などを退職し、厚生年金の加入者でなくなったときは、国民年金加入の手続きが必要です。また、扶養されてい

た配偶者(第3号被保険者)も手続きが必要です。

☎年金手帳、本人確認ができるもの、離職票などを市民課(市役所1階3番窓口)または市政窓口へ

☎同課☎内線2394、武蔵野年金事務所☎56-1411

## 子育て・教育

### 児童手当を振り込みます

2~5月分の同手当を6月10日(月)に指定預金口座に振り込みます。

※今回振り込まれていない方は、現況届が未提出の場合があります。子育て支援課へお問い合わせください。

☎同課☎内線2753

### 児童育成手当を振り込みます

ひとり親家庭や障がいのあるお子さんの保護者などの経済的負担軽減のために支給する手当です(所得制限あり)。2~5月分の同手当を6月10日(月)に指定預金口座に振り込みます。

☎子育て支援課☎内線2752

### ◆児童育成手当の現況届を送付します

6月は同手当の更新時期です。受給者に現況届を送付しますので、必ず期限までに提出してください。

☎6月28日(金)(消印有効)までに現況届と必要書類を直接または郵送で「〒181-8555子育て支援課」(市役所4階43番窓口)へ

※平成30年中の所得を申告していない方は、申告後に提出してください。

☎同課☎内線2752

### 小・中学校教科書の見本展示

市教育委員会は、令和2年度に市立小・中学校と市立小・中学校教育支援学級で使用する教科書を採択するに当たり、対象となる教科書の見本を展示します。

☎7月3日(水)までの平日午前9時~午後5時

☎教育センター

☎期間中会場へ

☎指導課☎内線3242

### 生涯学習自主グループ対象の保育サービス

☎7月8日(月)・10日(水)・19日(金)・24日(水)午前枠は9時~正午、午後枠は1時~4時

☎コミュニティの創生に関する地域の課題について主体的な学習を行う自主グループ、2グループ。保育は1歳~未就学児、1グループ5人(1歳児は2人)まで

☎子ども発達支援センター

☎6月3日(月)~7日(金)に必要な書類を生涯学習課(第二庁舎2階)へ(申込多数の場合は抽選)

☎同課☎内線2921

### 西多世代交流センターの催し

#### ◆乳幼児のあそびひろば

☎①乳幼児タイム=開館日の午前9時~午後1時、②サークルタイム=午前11時15分から、③スペシャルイベント「アスレチック」=6月12日(水)午前9時から

#### ◆ペーパークラフト

☎6月26日(水)午後3時~4時30分

☎いずれも当日会場へ

#### ◆0歳から100歳のストレッチ&エクササイズ

☎7月1日(月)午前10時30分~11時30分  
☎就園前のお子さんと保護者20組、リフレッシュしたい大人15人

☎介護予防運動指導員の工藤純子さん  
☎動きやすい服装、タオル、飲み物、必要な方は室内履き、お子さんを寝かせるタオル

☎6月3日(月)午前10時から直接または電話で同センター☎31-6039へ(先着制)

☎同センター☎31-6039

### むらさき子どもひろばの催し(6月)

#### ◆乳幼児のあそびひろば

☎大型遊具で遊ぼう・ボールプール=月曜日午前9時~11時30分、げんきっ子ランド=火~金曜日午前9時~10時50分(4日(火)・5日(水)・13日(木)・21日(金)を除く)、みんなであそぼ!=火~金曜日午前11時~11時30分(4・5・13・19日(水)・21日を除く)

☎当日会場へ

#### ◆乳幼児対象のイベント

☎①手形アートスタンプ=4・5日午前11時~11時30分、②粘土で作ろう!=8日(土)午前10時30分~11時30分、③リズム遊び=13日午前11時~11時30分、④mamaカフェ=21日午前10時30分~11時30分、⑤変身スペシャルバーサー=25日(火)・26日(水)午前11時~11時30分

☎①⑤就学前のお子さん、②3歳~就学前のお子さんと保護者10組、③1歳6カ月~就学前のお子さん、④1歳6カ月までのお子さんと母親10組

☎①④タオル(①②汚れてもよい服装、②持ち帰り用袋)

☎当日会場へ(②④は1日から直接または電話で同ひろば☎49-5500へ(先着制))

#### ◆小学生対象のイベント

☎①卓球の日=月・金曜日午後3時30分~4時45分(21・28日(金)を除く)、②みんなであそぼうデー=火曜日午後3時

30分~4時30分、③スポーツの日=木曜日午後3時30分~5時、④一輪車教室=21日午後3時40分~4時30分、⑤卓球大会=24日(月)午後3時30分~4時45分、⑥おでかけバッグを作ろう=29日(土)午後1時30分~3時

☎⑥10人

☎①③④⑤タオル、飲み物(③④運動靴、④あれば一輪車)

☎当日会場へ(⑥は1日から直接または電話で同ひろば☎49-5500へ(先着制))

☎同ひろば☎49-5500

### 東多世代交流センターの催し(6月)

#### ◆親子ひろば

☎①わくわくランド=3日~14日の月・火・金曜日午前10時~午後2時、②ひよこランド1=水曜日午前10時~午後1時、③ひよこランド2=木曜日午前10時~午後1時、④お父さんも一緒にわくわくランド=土曜日午前10時~午後1時

☎①④就学前のお子さん、②③1歳までのお子さん

☎③牟礼コミュニティセンター

#### ◆定例行事

☎将棋の日=6日(木)午後3時30分~4時50分、水曜文庫の読み聞かせ「はいしゃさんにきたのはだれ」=12日(水)午後3時30分~4時

※そのほかの定例行事は、「東多世代交流センターだより」や市ホームページをご覧ください。

#### ◆おもちゃの病院

☎12日午後2時~4時

☎特殊部品などの交換は実費

☎いずれも当日会場へ

#### ◆つくってあそぼう!世界かるたイベント

DREAM STEPSの大学生と外国の文化や特徴を学べるかるたを作ります。

☎15日(土)午後3時~5時

☎小学3~6年生(保護者の参加も可)

☎直接または電話で同センター☎44-2150へ

#### ◆ママ&ベビーヨガ講座

☎18日(火)午後1時30分~2時30分

☎1歳未満のお子さんと母親20組

☎講ヨガインストラクターの平手紘子さん  
☎タオル

☎11日(火)午前9時から直接または電話で同センター☎44-2150へ(先着制)

#### ◆中学生・高校生バンド教室

☎22・29日の土曜日午後2時~5時(7・8月の練習日は未定)

☎3日(月)~7日(金)に必要な事項(11面参照)・学校名・希望する楽器を直接または電話で同センター☎44-2150へ(先着制)

☎同センター☎44-2150

## 消費者相談窓口から

325 急増!桐花紋の紋章が印字されている架空請求はがきにご注意を!

☎消費者相談窓口☎47-9042

### 相談事例1

「民事訴訟管理センター」と法的機関を連想させる差出人から「総合消費料金未納に関する最終告知書」と書かれたはがきを受け取った。何かを未払いにして放置した覚えはないが、「連絡がない場合は給料および動産、不動産を強制的に差し押さえる」と書いてある。不安になり、電話をかけてみたところ、何度かけても話中であつながらない。

(60代・女性)

### アドバイス

近年、架空請求のはがきに関する相談が急増しています。以前は国の機関(法務省管轄支局など)をかたったものが多かったのですが、近ごろでは裁判所を連想させるような機関名で送られてきています。受け取った方の多くは50代から70代の女性です。

「プライバシー保護のため、ご本人から早急にご連絡ください」との文言に冷静な判断ができず、思わず電話をしてしまったという方もいます。一度電話してしまうと電話番号が相手に伝わり、お金をだまし取られる可能性が高くなります。はがきが届いても絶対に連絡を取らないようにしてください。

最近では元号が変わるのに合わせて、桐花紋のような紋章が印刷されたはがきで裁判所関係機関をかたったものが多く見られます。その内容は次々に変更されており、今後も注意が必要です。

少しでも不安を感じたら消費者相談窓口または消費者ホットライン☎188にご相談ください。